

## 只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ(反対尋問)

文責:1班

### I. 反対尋問

- 5 1. 学説の検討において、「経験則」(弁護レジュメ1頁23行目)とあるが、弁護側は当該文言をどう解釈しているのか。
2. 同じく学説の検討において、「条件関係を認める範囲が広すぎて条件関係により刑事責任を限定するという機能を持っていない」(弁護レジュメ1頁25~27行目)とあるが、所謂丑刻参りの例のように、科学的に証明されてない方法については合法則的条件関係説(B説)を
- 10 採用しても自然的因果関係を否定できるため、処罰範囲の限定機能がないとは言えないのではないか。
3. 条件関係説(A説)を採用したとしても「あれなければこれなし」が認められるとするためには、そもそも前提として、事実関係に自然科学の法則及び経験則的な連関を要するのではないか。